

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

次の文章のうち、そこで想定される「実質的意味の憲法」の理解の仕方が、憲法学における伝統的な分類に従えば、他とは異なっているものはどれか。

- 1 権利の保障が確保されず、権力の分立がなされていない社会は、憲法をもっているとはいえない。
- 2 固有の意味での憲法を論ずるには、古代憲法、中世憲法、近代憲法、現代憲法の順で、社会の基本構造を歴史的に叙述する必要がある。
- 3 日本の憲法の歴史は、大日本帝国憲法の制定につながる、西洋諸国に対する「開国」を出発点として、叙述されなくてはならない。
- 4 近代立憲主義が定着したフランス第三共和制においては、その体制の基本を定める法律を「憲法的」と形容して、憲法的法律と呼んでいた。
- 5 絶対君主制とは区別された意味での立憲君主制が、19世紀ヨーロッパの憲法体制では広く普及し、明治時代の日本もこれになった。

「実質的意味の憲法」とは、ある特定の内容をもった法のことをいい、その名称のいかんを問わず、実質的に国家の基本秩序を構成する法をいう。「実質的意味の憲法」には、①国家の統治の基本を定めた法としての憲法（固有の意味の憲法）と、②権力を制限し、自由を確保するという近代立憲主義に基づく法（立憲的意味の憲法）がある。

1 「② 立憲的意味の憲法」と理解している

本肢の内容は、フランス人権宣言の一節である。ある社会が「憲法をもっている」といえるための条件として、「権利の保障が確保されている」「権力の分立がなされている」ことを挙げていることから、「憲法」を立憲的意味の憲法として理解していることがわかる。

2 「① 固有の意味の憲法」として理解している

「固有の意味での憲法を論ずる」とあることから、「憲法」を固有の意味の憲法として理解していることがわかる。

3 「② 立憲的意味の憲法」と理解している

本肢では、「日本の憲法の歴史」を叙述するうえで、「大日本帝国憲法の制定につながる、西洋諸国に対する『開国』を出発点と」している。大日本帝国憲法は、近代立憲主義に基づく憲法であるとされており、このことから、「憲法」を立憲的意味の憲法として理解していることがわかる。

4 「② 立憲的意味の憲法」と理解している

「近代立憲主義が定着したフランス第三共和制においては、……『憲法的』と形容して」とあることから、「憲法」を立憲的意味の憲法として理解していることがわかる。

5 「② 立憲的意味の憲法」と理解している

「立憲君主制」とは、憲法に従い政治が行われる君主制をいい、権力者である君主が憲法によって制限される政治体制である。このことから、「憲法」を立憲的意味の憲法として理解していることがわかる。

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 \square ア～ \square エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

右安全保障条約*は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国 \square アに極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当っては、時の \square イは憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の \square アに極めて重大な関係をもつ \square ウ性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した \square イおよびこれを承認した国会の \square ウ的ないし \square エ的判断と表裏をなす点がすくなくない。

(昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁)

1 存立の基礎	2 国権	3 建国の理念	4 幸福追求
5 自由裁量	6 憲法体制	7 衆議院	8 天皇
9 内閣総理大臣	10 内閣	11 国家	12 権力分立
13 合目的	14 合法	15 高度の政治	16 要件裁量
17 民主	18 自由主義		19 大所高所
20 明白な違憲			

(注) * 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

- ア 「1 存立の基礎」が当てはまる
イ 「10 内閣」が当てはまる
ウ 「15 高度の政治」が当てはまる
エ 「5 自由裁量」が当てはまる

完成文

右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国がア 存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当つては、時のイ 内閣は憲法の篇章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国のア 存立の基礎に極めて重大な関係をもつウ 高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結したイ 内閣およびこれを承認した国会のウ 高度の政治的ないしエ 自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。

(昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁)